

原処分（特別遺族弔慰金及び特別葬祭料に係る認定を行わないとする処分）を取り消す裁決（「別紙：今回の審査請求の概要」の No.2 及び 3 に該当する事件）の概要

- 1 処分庁 独立行政法人 環境再生保全機構
- 2 審査請求人  
性別、年齢 女性、昭和 13 年生（満 69 歳）
- 3 死亡者
  - (1) 性別、生年 男性、昭和 14 年生
  - (2) 疾病名 中皮腫
  - (3) 死亡年月 平成 17 年 7 月（享年 66 歳）
  - (4) 審査請求人との関係 審査請求人の前夫
  - (5) 居住歴 出生から昭和 28 年まで、埼玉県熊谷市  
昭和 28 年から死亡時まで、（現在の）さいたま市に居住
- 4 経過
  - 平成 18 年 3 月 審査請求人は、処分庁に対して特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求を行った。
  - 同年 10 月 処分庁は、特別遺族弔慰金等の支給に係る認定を行わないとする処分を行った。
  - 同年 11 月 審査請求人は、処分を不服として、当審査会に対して審査請求を行った。

5 判断の相違点

(1) 処分庁の弁明

特別遺族弔慰金等の支給要件である「事実上の婚姻関係」及び「生計を同じくしていた」ことについて、請求人からこれらを証明する客観的資料の提出や説明もなされておらず、特別遺族弔慰金等の請求があった時点での除籍の全部事項証明及び住民票により、請求人と前夫とは既に離婚し別居していると判断し、特別遺族弔慰金等の支給対象となる「遺族」に該当しないとして原処分を行った。

(2) 公害健康被害補償不服審査会の判断

審査請求後に請求人の申立てにより行った口頭意見陳述並びにその際及びその後において請求人から提出された資料によれば、請求人が前夫と離婚後においても婚姻関係が継続し、かつ生計を同じくしていたとする主張は極めて信憑性が高く、実態的に離婚及び別居していたという具体的な状況は認められず、請求人は石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく遺族に該当しないとして処分庁が請求人に対して行った原処分には事実誤認がある。  
よって、原処分を取り消す。